

山口県立萩美術館・浦上記念館ホームページ広告掲載募集要領

県では、県資産等を広告媒体として提供することにより、県の財源を確保し、もって県民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的として、広告事業を行なっております。

つきましては、山口県立萩美術館・浦上記念館ホームページに掲載する広告を次のとおり募集します。

1 広告関係規程

広告掲載に当たっては、「山口県広告取扱要綱」、「山口県広告掲載基準」、「美術館ホームページ広告掲載実施要領」に基づいて行います。

2 広告を掲載するホームページの概要

- (1) 山口県立萩美術館・浦上記念館トップページ

URL : <http://www.hum.pref.yamaguchi.lg.jp/>

- (2) 月間アクセス数（トップページ）

約 5, 8 4 4 ページビュー／月（平成29年4月～平成29年12月末までの平均）

3 広告掲載の位置、規格等

- (1) 広告掲載の位置

山口県立萩美術館・浦上記念館トップページ左上部

- (2) 広告の種類

バナー広告とします

- (3) 規格

- ① 大きさ

縦 5 0 ピクセル 横 1 7 0 ピクセル

- ② 形式

G I F（アニメーション不可）又は J P E G

- ③ データ容量

1 0 キロバイト／枠以下

- ④ 画像の A L T 属性テキスト

「広告：」で始め、「広告：」を除き、全半角問わず 3 0 文字以内

4 募集枠数

2 枠

5 広告掲載の要件

- (1) 事務所又は事業所を県内に有している者による広告とします。

- (2) 掲載する広告（広告主が指定したリンク先のホームページを含む。）が次に掲げる広告に該当する場合は掲載できません。

- ① 山口県広告取扱要綱第3条第2項各号のいずれかに該当する広告
- ② 山口県広告掲載基準第3条各号に掲げる業種又は事業者の広告
- ③ 山口県広告掲載基準第4条に該当する内容の広告

※ 詳しくは、「山口県広告取扱要綱」及び「山口県広告掲載基準」を参照してください。

- ④ 県税を滞納している事業者の広告（必要に応じて納税証明書の提出を求めることがあります。）
- (3) このほか、広告が次のいずれかに該当するものは、掲載しません。
- ① 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
（例）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
 - ② 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
（例）文字色と背景色のコントラスト（明度差）が強いもの等
 - ③ 実際には機能しないもの
（例）入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
 - ④ 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれがあるもの
（例）「職員採用情報」等の表現の掲載等
 - ⑤ その他広告の表現として適当でないと県が認めるもの

6 広告掲載期間等

(1) 広告掲載期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間とします。

※ 広告内容は1か月単位で変更可能です。

(2) ホームページへの広告の掲載及び削除

- ① ホームページへの広告の掲載及び削除は、山口県立萩美術館・浦上記念館が行います。
- ② 掲載は、広告掲載開始日の前日の午後1時から広告掲載開始日の正午までの間に行い、削除は、広告掲載終了日の午後1時から広告掲載終了日の翌日の正午までの間に行います。

※ 実際の作業時間は、広告主と調整の上、決定します。

7 広告料（1枠当たり）

広告料は60,000円（5,000円/月）とします。（消費税及び地方消費税を含みます。）

※ 広告原稿等の作成に要する費用は、広告主の負担となります。

8 募集方法等

(1) 募集期間

平成30年1月30日（火）から平成30年2月13日（火）17時まで

(2) 申込方法

美術館広告掲載申込書（様式1）に必要事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、山口県立萩美術館・浦上記念館まで持参又は郵送してください。郵送の場合は、2月13日（火）必着とします。

【添付書類】

- ・ 申込者の業種及び事業内容が分かるもの（会社概要、パンフレット等）

(3) 広告主の決定方法

山口県立萩美術館・浦上記念館については、平成23年4月から指定管理者制度を導入していますので、広告の申込があったときは、申込者の業種等について、指定管理者（サントリーパブリシティサービスグループ）の意見を聴きます。

上記の規定により、特に支障がないときは、「広告掲載の要件」に基づき、広告の掲載が適当であると認められた者のうち、募集期間中の受付順に広告主を決定します。

※同日に申込者が2者以上あり、募集枠数を超えるときは、くじにより広告主を決定します。

※広告主を決定したときは、各申込み者にその結果を通知します。

(4) 再公募の取扱い

募集期間中の応募者が募集枠数に満たない場合は、引き続き募集を継続し、受付順により広告主を決定します。

9 広告内容の審査等

(1) 広告の表示内容に係る留意事項

広告原稿等の作成に当たっては、山口県広告掲載基準第5条に規定する業種ごとの基準について留意してください。

(2) 広告内容の審査

広告主の決定後、広告内容について事前に審査を行いますので、美術館ホームページ広告掲載承認願（様式2）と広告原稿を指定する日までに山口県立萩美術館・浦上記念館まで提出してください。

※ 審査後、結果を文書により通知します。

※ 審査の結果、広告内容の修正を指示する場合がありますので留意してください。

10 広告料の納入

広告料を、県が指定する納期限までに、県が発行する納入通知書により納入してください。

11 問い合わせ先及び申込み先

〒753-0074

萩市平安古町586-1

山口県立萩美術館・浦上記念館 担当：藤田

TEL 0838-24-2400

FAX 0838-24-2401

E-mail a19305@pref.yamaguchi.lg.jp